

第22期第11回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和4年11月24日(木) 14:00～

2 場 所 福岡県庁4階 海区漁業調整委員会室

3 議 題

(1) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)

資料1

(2) 潜水器漁業の新規着業について(協議)

資料2

(3) 雑魚かご漁業の新規着業について(協議)

資料3

(4) 筑前海区における漁場計画の素案について(報告)

資料4

(5) その他

4 追 加 議 題

(1) 筑前海区漁業調整委員会指示第194号にかかる違反について(協議)

追加資料1-1



資料 1
(22期11回筑前漁調委)
(令和4年11月24日)

4水第2955号

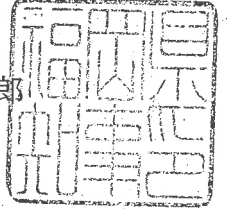
令和4年11月21日

筑前海区漁業調整委員会会長

富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について (諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号、以下「法」という)第16条第1項で、都道府県知事は都道府県資源管理方針に即して、国から定められた都道府県別漁獲可能量について、知事管理漁獲可能量を定めることとされています。

今般、「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」の令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量が示されたことを受け、「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」に関する知事管理漁獲可能量を定めたいので、法第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

水産振興課漁船漁業係

【概要】

- ・知事は、福岡県資源管理方針に即して、農林水産大臣から定められた都道府県別漁獲可能量について、「知事管理漁獲可能量」を定めるものとなっている。
- ・今般、令和5年1月1日より令和5管理年度が開始される「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」の知事管理漁獲可能量を定めることについて、法第16条第2項の規定*に基づき筑前海区漁調委に諮問を行うもの。

※法第16条第2項：都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会に意見を聴かなければならない。

【知事管理漁獲可能量の設定について】

- ・福岡県資源管理方針で、特定水産資源ごとに都道府県別漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準が定められており、「まあじ」については「福岡県まあじ知事管理区分」に、「まいわし対馬暖流系群」については「福岡県まいわし知事管理区分」に本県に定められた都道府県別漁獲可能量の全量を配分することとしている。
- ・今回本県に定められた「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」の令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量は、いずれも「現行水準」であることから、令和5管理年度における「まあじ」の知事管理漁獲可能量は「福岡県まあじ知事管理区分」に都道府県別漁獲可能量の全量を配分し「現行水準」と設定したい。
- ・同じく令和5管理年度における「まいわし対馬暖流系群」の知事管理漁獲可能量は「福岡県まいわし知事管理区分」に都道府県別漁獲可能量の全量を配分し「現行水準」と設定したい。

表 本県に定められた都道府県別漁獲可能量及び定めようとする知事管理漁獲可能量

特定水産資源	令和5 管理年度	都道府県別 漁獲可能量	知事管理漁獲可能量	
			知事管理区分	配分 数量
まあじ	1/1～ 12/31	現行水準	福岡県まあじ 知事管理区分	<u>現行水準</u>
まいわし対馬暖 流系群	1/1～ 12/31	現行水準	福岡県まいわし 知事管理区分	<u>現行水準</u>

下線部：今回諮問事項

【別紙】

- ・資料3 知事管理用各可能量に係る告示案
- ・資料4 都道府県別漁獲可能量に係る通知

告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、まあじ、まいわし対馬暖流系群の令和 5 管理年度（令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 4 年 1 2 月 日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた 都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
まあじ	現行水準	福岡県まあじ 知事管理区分	現行水準
まいわし対馬 暖流系群	現行水準	福岡県まいわし 知事管理区分	現行水準

4水管第2739号
令和4年11月22日

福岡県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法(昭和24年法律第267号)第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量(トン)	基本シェア(%)	現行水準の場合の目安数量(トン)
さんま		0.00%	
まあじ	現行水準	0.97%	1,182
まいわし太平洋系群			
まいわし対馬暖流系群	現行水準	0.09%	100トン未満

(注記) 基本シェアの算定期間(平成29年から令和元年)の漁獲実績が1トン未満の場合は、配分の対象としない

潜水器漁業の新規着業について

1. 申請者

北九州市漁業協同組合長浜支所 組合員 1 名

2. 許可枠

潜水器漁業許可方針 1 (1) のうち、北九州地区 (旧長浜) に定める許可枠の範囲内での申請となっている。

許可枠	5 隻
現許可数	3 隻
今回申請	1 隻
合計	4 隻

3. 漁業を営む者の資格

潜水器漁業許可方針 1 (4) に定める内容について満たしている。

潜水器漁業許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対して行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
北九州地区 (旧脇之浦)	19	北九州市若松区
北九州地区 (旧平松)	5	北九州市小倉北区
北九州地区 (旧長浜)	5	北九州市小倉北区
北九州地区 (旧若松 (旧戸畑含む))	2	北九州市若松区
北九州地区 (旧大里)	3	北九州市門司区
北九州地区 (旧旧門司)	2	北九州市門司区
ひびき灘地区 (旧藍島)	34	北九州市小倉北区
ひびき灘地区 (旧岩屋 (組合自営))	2	北九州市若松区
ひびき灘地区 (旧脇田 (組合自営))	2	北九州市若松区
糸島地区 (旧野北 (組合自営))	2	糸島市

(2) 操業区域
筑前海区海面

(3) 漁業時期
別表のとおり

(4) 漁業を営む者の資格

- ・当該地区漁業権管理委員会の同意のある者
- ・潜水夫は、申請者本人又は同一家族の者若しくは同一漁業協同組合員で、潜水士免許の資格を有する者

2 潜水夫の人数制限（組合経営の場合は適用しない。）
許可船1隻当たりの潜水夫の人数は最高2名までとする。

3 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

4 条件

別表のとおり

5 申請書の添付書類等

(1) 個人経営の場合

- ① 申請一覧表
- ② 従事者名簿（様式1）
- ③ 本人及び従事者全員の住民票
- ④ 潜水夫の写真2枚（上半身 縦35mm、横25mm）
- ⑤ 潜水士免許保有の証明（免許証の写し）

※なお、令和2年11月30日現在において当該許可を受けている者のうち、潜水夫が潜水士免許を有しない場合は、⑤に替えて次の書類の提出でよいこととするが、当該取り扱いはその許可名義人1代限りとする。

- ・潜水士免許試験受験準備講習会の受講修了証の写し
- ・潜水作業（縄取り）特別講習会の受講修了証の写し

⑥ 操業関係地区の漁業権管理委員会の同意書

(2) 漁業協同組合経営の場合

上記（1）の他、次に掲げる書類を提出すること

- ⑦ 漁業協同組合の定款
- ⑧ 水産業協同組合法第17条の要件を満たすことを証する書面

6 新規着業者及び水揚げ実績の無い者に対する措置

新規着業者及び水揚げ実績の無い者に対する許可については、筑前海区漁業調整委員会と協議の上、許可の適否を決定する。

7 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、別途示す様式により毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則

この許可方針は令和3年9月29日から施行する。

（別表の条件のうち、藍島支所、長浜支所の区域拡大、筑共第16,19,20号関係漁協支所の区域表記変更、除外区域の包含）

（別表・様式略）

雑魚かご漁業の新規着業について

1. 申請者

北九州市漁業協同組合本所 組合員1名

2. 許可枠

雑魚かご漁業許可方針1 (1)のうち、北九州地区に定める許可枠の範囲内での申請となっている。

許可枠	20隻
現許可数	15隻
今回申請	1隻
合計	16隻

雑魚かご漁業許可方針(福岡湾以外)

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
関門地区 (筑共第19, 20号の権利を有する漁協)	30	北九州市小倉北区
若松・戸畑地区	24	北九州市若松区、北九州市戸畑区
北九州地区	20	北九州市若松区
宗像地区	1	宗像市
福岡粕屋地区	10	福岡市 糟屋郡新宮町大字相島 糟屋郡新宮町大字新宮

(2) 操業区域 筑前海区海面

(3) 漁業時期 別表のとおり

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

以下の事項及び別表のとおりとする。

- (1) 漁具の両端に所属漁業協同組合名及び船名を明記した標識を掲げなければならない。
- (2) 航路内では船舶の航行を妨げるような操業をしてはならない。（関門地区のみ）
- (3) 同時に使用するかごの個数は200個以内とし、かつ総延長は5000m以内とする。
- (4) かごの大きさは90×90×45cm以内とする。
- (5) かごの網目は14節より細目のものを使用してはならない。ただし共同漁業権漁場によって囲まれ、過去において漁業権のあった区域においては18節より細目を使用してはならない。
- (6) かご以外の漁具（筒、うけ等）を使用してはならない。

4 新規着業者に対する措置

新規着業者については、筑前海区漁業調整委員会と協議の上、許可の適否を決定する。

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

(別表略)

福岡県筑前海区漁場計画素案について

令和4年11月24日
漁業管理課

【現行漁業権】

- ・令和5年8月31日に期限が到来。
- ・筑前海区には筑共第1～21号（第1種、第2種）、筑共第101～110号（第3種）、区画漁業権（団体、個別）を設定。

【漁業権行使ヒアリングの主なポイント】

- ・水揚げ計上の有無
- ・他の漁業種類との併用の有無（例：釣り餌としてえむしの採捕等）
- ・対象魚種の放流、母藻設置などの資源増殖の取組、魚種定着のための漁場環境改善の取組の有無。

【漁場計画素案概要】

○ 共同漁業権の漁場の位置

- ・現行漁業権の基点が消失したものが一部で基点を変更。
（漁場の位置に変更なし。）

○ 第1種共同漁業（別紙一覧表①参照）

- ・水揚げ計上など、行使実態が明らかな魚種・漁業種類については現行通り。
- ・現行では漁業権対象外だが、水揚げが確認され、漁業権により保護する必要があるものは追加。（かめのて等）
- ・一方、水揚げが確認されない、資源がない中で増殖の取組がない等の行使実態がない、漁業権者以外（遊漁者等）の採捕の影響がない魚種は削除。
（おおのがい、うちむらさき等）

○ 第2種共同漁業（別紙一覧表①参照）

- ・水揚げ計上など、行使実態が明らかな魚種・漁業種類については現行通り。
- ・一方、水揚げが確認されない、次期漁業権で行使が見込めない（行使できる漁業者がいない、漁具がない等）ものは削除。
- ・これまで小型定置網の一種である雑魚枒網、雑魚落網、いか小型定置網、いか大謀網、雑魚大謀網を個別で免許していたが、「雑魚小型定置網（枒網、落網、大謀網含む。）」として一括で免許し、柔軟な海面利用を促進。
- ・これまで曲建網の一種であるいか曲建網、さわら曲建網、雑魚曲建網を個別で免許していたが、「雑魚曲建網（いか、さわら等を目的とするものを含む。）」として一括で免許し、柔軟な海面利用を促進。
- ・なお、一括で整理した漁業種類について各漁協で定める漁業権行使規則に

て詳細な行使方法を定めることを求めることとする。

○ 第3種共同漁業

- ・現行通り。

○ 区画漁業権（別紙一覧表②参照）

- ・試験養殖や既存の区画行使により事業化・事業拡大が見込める、あかもく養殖（福吉、野北）、うに養殖（福吉）、のり養殖（加布里）、わかめ養殖（深江）を新規漁業権として設定。
- ・現行のあかもく養殖の漁業時期は「10月1日から翌年5月31日まで」だが、養殖あかもくの流れ藻の有効利用を図るため「10月1日から翌年6月30日まで」に変更。
- ・のり、わかめ養殖以外の藻類養殖には「漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない」条件が付記されていないため、漁業時期の順守を促すため同条件を追記。
- ・真珠養殖業は漁業法第75条の規定に基づき免許期間は10年だが、本県の真珠養殖業は漁港内に設定しており、漁港区域内でも磯見や釣り漁業が行われているため、漁業調整上の観点から5年とする。

○ 定置漁業権

- ・小呂島地先に新規漁業権（2件）として設定。

○ 沿岸漁場保全

- ・該当なし。

【今後のスケジュール（見込）】

R4.11月中旬	漁場計画（素案） 漁調委への報告（今回）
R4.12月	漁場計画（素案）の公表（県ホームページ掲載） 利害関係者意見聴取、意見内容公表
R5.2月	漁場計画案 漁調委諮問
R5.3月	公聴会、答申
R5.5月	漁場計画公示
R5.6月	漁協総会
R5.7月	免許申請
R5.8月	免許諮問・答申
R5.9月1日	免許

筑前海区漁場計画(素案) 添・抜粋

令和4年 月

福岡県農林水産部水産局漁業管理課

1 漁業権に関する事項(赤字が変更点もしくは追加、青字は基点名称の変更)
 (1) 共同漁業権

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

公示番号	免許の内容となるべき事項				関係地区	類似又は新規漁業の権の別								
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置										
筑共第1号	第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から 12月31日まで	福岡・佐賀県界(包石)から糸島市志摩黒磯までの地先	次 の 基 点 第 1 号、(イ)、(ロ)、(ハ)及び基点第2号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線によって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。	糸島市(ただし、糸島市志摩野北を除く。)	類似漁業権							
		なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで											
		いせえび漁業	1月1日から 12月31日まで											
		しゃこ漁業	1月1日から 12月31日まで											
		たこ漁業	1月1日から 12月31日まで											
		うに漁業	1月1日から 12月31日まで											
		あわび漁業	1月1日から 12月31日まで											
		とこぶし漁業	1月1日から 12月31日まで											
		びな漁業	1月1日から 12月31日まで											
		さざえ漁業	1月1日から 12月31日まで											
		うみにな漁業	1月1日から 12月31日まで											
		あかにし漁業	1月1日から 12月31日まで											
		ばい漁業	1月1日から 12月31日まで											
		てんぐにし漁業	1月1日から 12月31日まで											
さるぼう漁業	1月1日から 12月31日まで													
いがい漁業	1月1日から 12月31日まで													
たいらぎ漁業	1月1日から 12月31日まで													
かき漁業	1月1日から 12月31日まで													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川、港湾、航路名等</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福吉川</td> <td>福吉新橋(糸島市二丈吉井)下流側橋台角から上流</td> </tr> <tr> <td>羅漢川</td> <td>深江橋(糸島市二丈深江)橋幅の中央線から上流</td> </tr> <tr> <td>泉川</td> <td>糸島市加布里早新田に設置した標柱から真北線上の、泉川右岸到岸点を結んだ線より上流</td> </tr> </tbody> </table>					河川、港湾、航路名等	区域	福吉川	福吉新橋(糸島市二丈吉井)下流側橋台角から上流	羅漢川	深江橋(糸島市二丈深江)橋幅の中央線から上流	泉川	糸島市加布里早新田に設置した標柱から真北線上の、泉川右岸到岸点を結んだ線より上流	条件	—
河川、港湾、航路名等	区域													
福吉川	福吉新橋(糸島市二丈吉井)下流側橋台角から上流													
羅漢川	深江橋(糸島市二丈深江)橋幅の中央線から上流													
泉川	糸島市加布里早新田に設置した標柱から真北線上の、泉川右岸到岸点を結んだ線より上流													
<p>基点第1号 福岡・佐賀県界に設置した標石(包石) 基点第2号 糸島市志摩芥屋一番地に設置した標柱(黒磯護岸東端から東方へ70メートルの点) (イ) 基点第1号から真方位330度50分 3,230メートルの点(包石から名島本島(長崎県杵岐市)を見通す線と領布振山(佐賀県唐津市)東の高頂から大幡山(佐賀県唐津市)山頂を見通す線との交点) (ロ) 基点第1号から真方位350度10分 12,350メートルの点(領巾振山の東の高頂から大幡山山頂を見通す線と玄界島の北端から相島北端を見通す線との交点) (ハ) 基点第2号から真方位326度30分 4,700メートルの点(玄界島の北端から相島北端を見通す線と基点第2号から女岳(糸島市)の南の高頂(通称岳の越)を見通す線との交点)</p>														

1. 漁業権に関する事項(赤字が変更もしくは追加、青字は基点名称の変更)

(1) 共同漁業権

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

公示番号	免許の内容となるべき事項					関係地区	類似又は新規漁業の権の別
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域		
	あざり漁業		1月1日から 12月31日まで				
	はまぐり漁業		1月1日から 12月31日まで				
	ばかがい漁業		1月1日から 12月31日まで				
	みるくい漁業		1月1日から 12月31日まで				
	まてがい漁業		1月1日から 12月31日まで				
	かめので漁業		1月1日から 12月31日まで				
	あおのり漁業		11月1日から 4月30日まで				
	ふともづく漁業		12月1日から 4月30日まで				
	もづく漁業		12月1日から 4月30日まで				
	あらめ漁業		1月1日から 12月31日まで				
	くろめ漁業		1月1日から 12月31日まで				
	わかめ漁業		12月1日から 7月31日まで				
	ひじき漁業		1月1日から 12月31日まで				
	あまのり漁業		10月1日から 5月31日まで				
	てんぐさ漁業		1月1日から 12月31日まで				
	むかでのり漁業		11月1日から 4月30日まで				
	ふのり漁業		1月1日から 7月31日まで				
	みりん漁業		1月1日から 12月31日まで				

1 漁業権に関する事項(赤字が変更点もしくは追加、青字は基点名称の変更)
 (1) 共同漁業権

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

公示番号	免許の内容となるべき事項				関係地区	類似又は新規漁業の権別
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置		
		おごり漁業	1月1日から 12月31日まで			
		いぎす漁業	3月1日から 9月30日まで			
		えごのり漁業	1月1日から 10月31日まで			
		あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで			
	第2種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から 12月31日まで			
		雑魚曲建網漁業	1月1日から 12月31日まで			
		雑魚落網漁業	1月1日から 12月31日まで			
		いか小型定置網漁業	1月1日から 12月31日まで			
		雑魚小型定置網漁業 (柵網、落網、大謀網等を含む)	1月1日から 12月31日まで			
		雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的としたものを含む)	1月1日から 12月31日まで			
		固定式刺網漁業	1月1日から 12月31日まで			
		あなごうけ漁業	1月1日から 12月31日まで			
		雑魚かご漁業	1月1日から 12月31日まで			

1 漁業権に関する事項(赤字が変更点もしくは追加、青字は基点名称の変更)
 (1) 共同漁業権

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

公示番号	免許の内容となるべき事項						類似又は新規漁業の権別	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件		
筑共第101号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	福岡市西区能古象瀬西	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第43号 象瀬頂上 イ 基点第43号から真方位298度33分 250メートルの点	-	福岡市西区能古	類似漁業権
筑共第102号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	福岡市西区能古象瀬北	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第43号 象瀬頂上 イ 基点第43号から真方位4度48分 880メートルの点	-	福岡市西区能古	類似漁業権
筑共第103号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	福岡市東区大字勝馬赤石沖	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第44号 福岡市弘の弘漁港の船溜築港之碑 イ 基点第44号から真方位286度54分 790メートルの点	-	福岡市東区大字勝馬及びび弘	類似漁業権

1 漁業権に関する事項(赤字が変更もしくは追加、青字は基点名称の変更)
 (1) 共同漁業権

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

公示番号		免許の内容となるべき事項						関係地区	類似又は新規漁業の権の別
漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件				
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	福岡市東区大字勝馬赤石沖	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第44号 福岡市弘の弘漁港の船溜築港之碑 イ 基点第44号から真方位295度57分 1,170メートルの点	-	福岡市東区大字勝馬及びび同字弘	類似漁業権		
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	福岡市西区玄界島沖	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第45号 玄界島灯台 イ 基点第45号から真方位42度18分 875メートルの点	-	福岡市西区玄界島	類似漁業権		
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	福岡市西区玄界島沖	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第45号 玄界島灯台 イ 基点第45号から真方位298度 1,700メートルの点	-	福岡市西区玄界島	類似漁業権		

1 漁業権に関する事項(赤字が変更点もしくは追加、青字は基点名称の変更)
 (1) 共同漁業権

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

公示番号	免許の内容となるべき事項					関係地区	類似又は新規漁業の別
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域		
筑共第107号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	福岡市西區玄 界島沖	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第45号 玄界島灯台 イ 基点第45号から真方位304度 2,175メートルの点	-	類似漁業権
筑共第108号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	福岡市東區奈 多沖	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第46号 志賀島港北防波堤灯台 イ 基点第46号から真方位50度 7,825メートルの点	-	類似漁業権
筑共第109号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	福岡市東區奈 多沖	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第46号 志賀島港北防波堤灯台 イ 基点第46号から真方位55度 8,150メートルの点	-	類似漁業権
筑共第110号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	福岡市東區奈 多沖	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第46号 志賀島港北防波堤灯台 イ 基点第46号から真方位56度 8,325メートルの点	-	類似漁業権

1 漁業権に関する事項(赤字が変更点もしくは追加、青字は基点名称の変更)
 (3) 定置漁業権

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

公示番号		免許の内容となるべき事項						関係地区	個別又は団体漁業の権別	類似又は新規漁業の権別
漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件					
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	福岡市小呂島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第7号 小呂島港西防波堤灯台 (イ)基点第7号から真方位302度51分 1,446メートルの点 (ロ)基点第7号から真方位344度36分 807メートルの点 (ハ)基点第7号から真方位313度36分 426メートルの点 (ニ)基点第7号から真方位282度53分 146メートルの点 (ホ)基点第7号から真方位221度24分 1,067メートルの点	なし	福岡市西区小呂島		個別漁業権	新規漁業権	
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	福岡市小呂島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第7号 小呂島港西防波堤灯台 (イ)基点第7号から真方位22度44分 955メートルの点 (ロ)基点第7号から真方位50度30分 1,870メートルの点 (ハ)基点第7号から真方位82度31分 1,455メートルの点 (ニ)基点第7号から真方位37度31分 606メートルの点	なし	福岡市西区小呂島		個別漁業権	新規漁業権	

2 保全沿岸漁場に関する事項
該当なし

第1種共同漁業免許の内容

第2種共同漁業免許の内容

Table with columns for license type, permit number, and various fishing gear categories (e.g., 魚かじ, 魚曲建網, 魚大謀網). Rows list specific fishing gear types and their permitted dates and locations across various prefectures and municipalities.

区画漁業権(漁業種類:第1種区画漁業権)の内容

別紙一覽表②

免許番号(筑区)	団体・ 個別	類似・ 新規	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)	備考
1号	団体	類似	のり養殖業	9/1-4/30	糸島市加布里地先	糸島(加布里)	
2号	団体	類似	のり養殖業	10/1-3/31	福岡市西区姪浜小戸地先	福岡市(姪浜)	
3号	団体	類似	のり養殖業	10/1-3/31	福岡市西区室見川沖	福岡市(姪浜)	
4号	団体	新規	のり養殖業	10/1-3/31	糸島市加布里漁港西側	糸島(加布里)	新規漁業権
101号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	糸島市二丈鹿家地先	糸島(福吉)	
102号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	糸島市二丈片山大崎内	糸島(深江)	
103号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	糸島市二丈片山大崎南	糸島(深江)	
104号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	福岡市東区志賀島地先	福岡市(志賀島)	
105号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	福岡市東区志賀島地先	福岡市(志賀島)	
106号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	福岡市東区弘地先	福岡市(弘)	
107号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	福岡市東区勝馬地先	福岡市(弘)	
108号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	福岡市東区志賀島地先	福岡市(志賀島)	
109号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	福津市津屋崎新川地先	宗像(津屋崎)	かき・わかめ養殖に移行
110号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	北九州市小倉北区馬島地先	北九州市(馬島)	削除
111号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	北九州市小倉北区馬島地先	北九州市(馬島)	削除
112号	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	北九州市門司区大里地先	北九州市(大里)	
113号	団体	新規	わかめ養殖業	10/1-5/31	福岡市東区箱崎地先	福岡市(箱崎)	
	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	糸島市二丈吉井地先	糸島(福吉)	
	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	糸島市志摩岐志地先	糸島(岐志)	
	団体	類似	わかめ養殖業	10/1-5/31	糸島市二丈片山大崎地先	糸島(深江)	新規漁業権

区画漁業権(漁業種類:第1種区画漁業権)の内容

別紙一覽表②

免許番号(筑区)	団体・個別	類似・新規	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)	備考
201号	団体	ㄥ	小割式魚類養殖業	4/4-12/31	糸島市志摩船越地先	糸島(船越)	かき・魚類養殖に移行
202号201号	団体	類似	小割式魚類養殖業	1/1-12/31	宗像市大島避難港南	宗像(大島)	
203号202号	団体	類似	小割式魚類養殖業	1/1-12/31	宗像市鐘崎地先	宗像(鐘崎)	
204号203号	団体	類似	小割式魚類養殖業	1/1-12/31	宗像市大島地先	宗像(大島)	
205号204号	団体	類似	小割式魚類養殖業	1/1-12/31	糸島市姫島地先	糸島(姫島)	
301号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	糸島市二丈松末地先	糸島(加布里)	
302号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	糸島市志摩船越地先	糸島(船越)	
303号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	糸島市志摩岐志地先	糸島(岐志)	
304号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	糸島市志摩野北地先	糸島(野北)	
305号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	糸島市志摩船越地先	糸島(船越)	
306号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	糸島市志摩岐志地先	糸島(岐志)	
307号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	福岡市西区能古地先	福岡市(能古)	
308号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	福岡市東区志賀島地先	福岡市(志賀島)	
309号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	北九州市若松区大字小竹地先	北九州市(脇之浦)	
310号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	福津市津屋崎地先	宗像(津屋崎)	
311号	個別	類似	かき養殖業	1/1-12/31	福岡市西区宮浦地先	福岡市(唐泊)	
312号	個別	類似	かき養殖業	1/1-12/31	福岡市西区宮浦地先	福岡市(唐泊)	
313号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	糸島市二丈深江地先	糸島(深江)	
314号	団体	類似	かき養殖業	1/1-12/31	北九州市若松区大字小竹地先	北九州市(脇之浦)	
401号	団体	類似	わかめ・あかもく養殖業	10/1-6/30	宗像市大島避難港南	宗像(大島)	漁業時期変更

区画漁業権(漁業種類：第1種区画漁業権)の内容

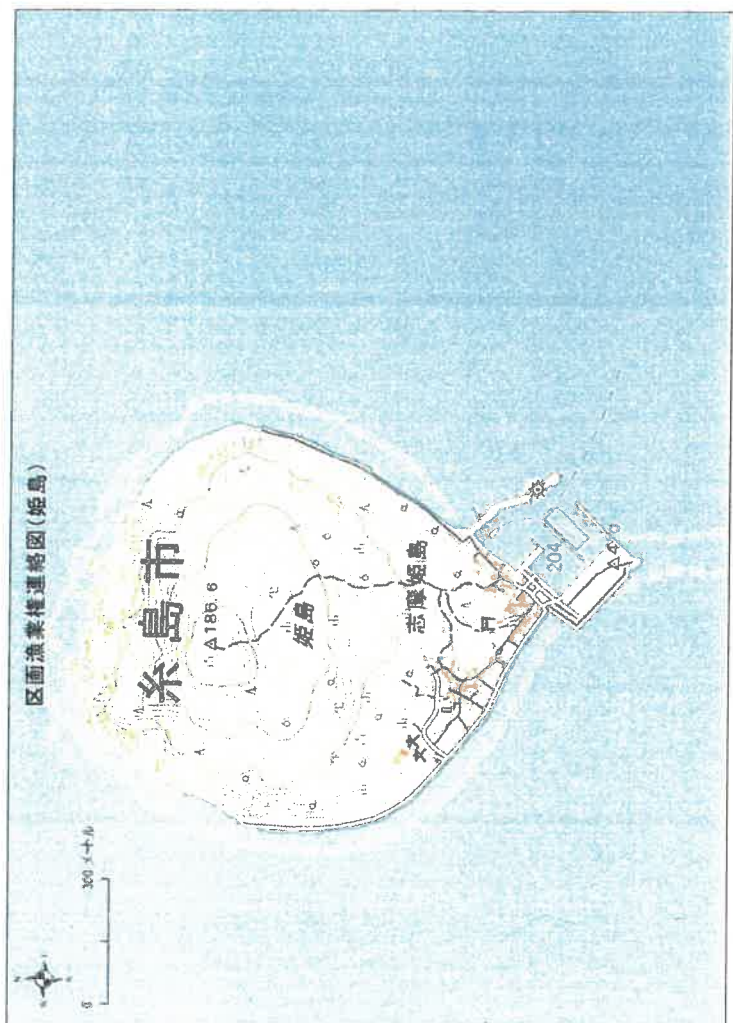
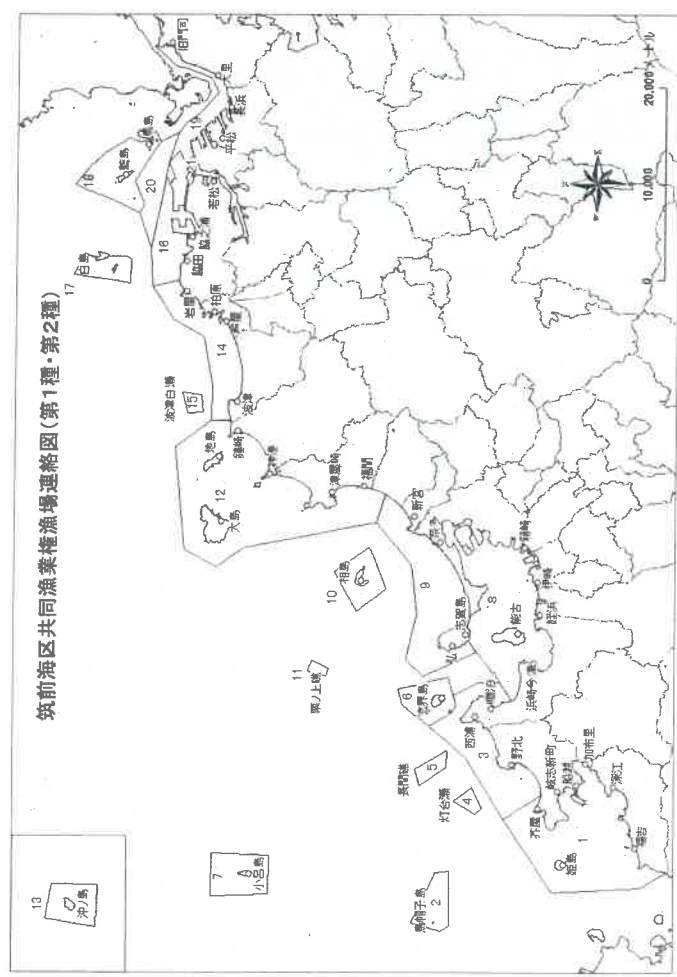
別紙一覽表②

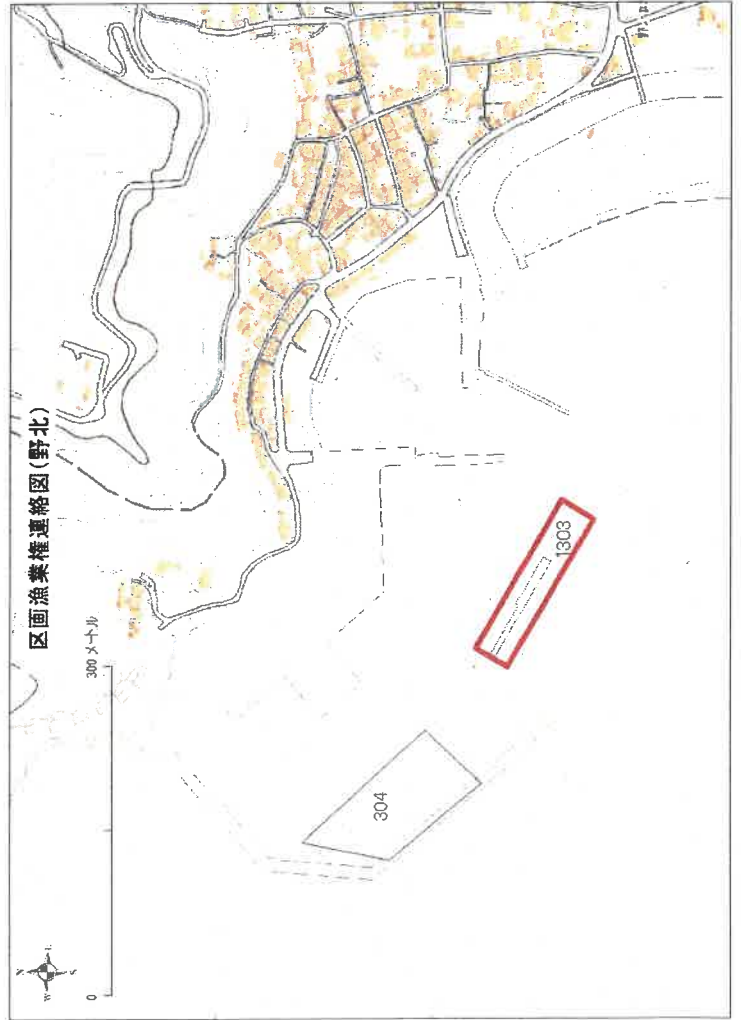
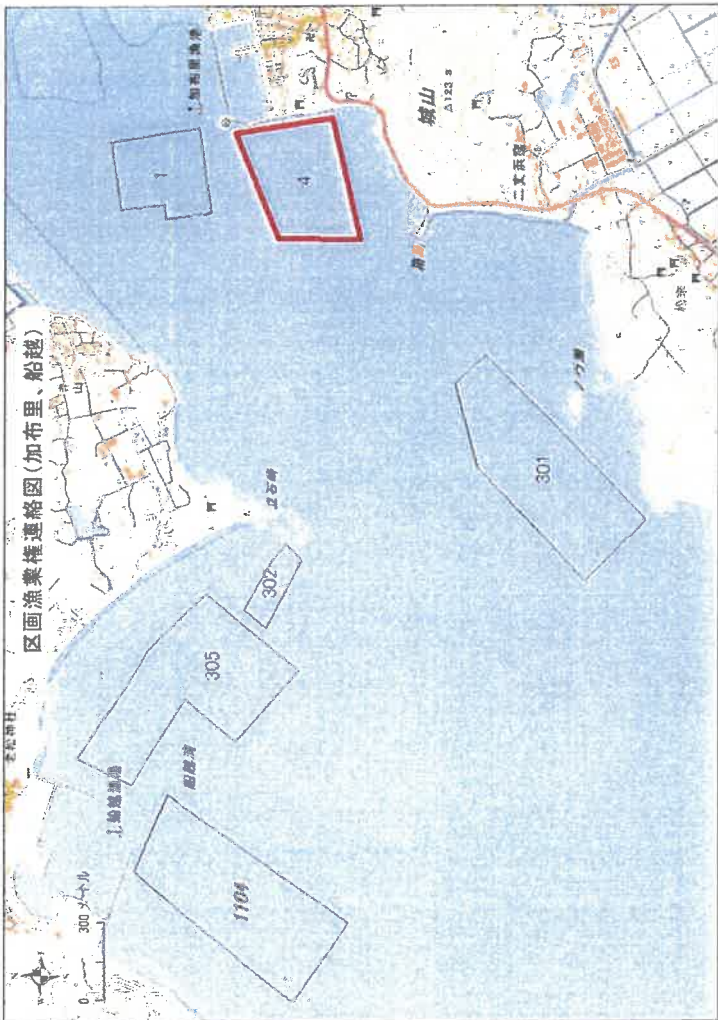
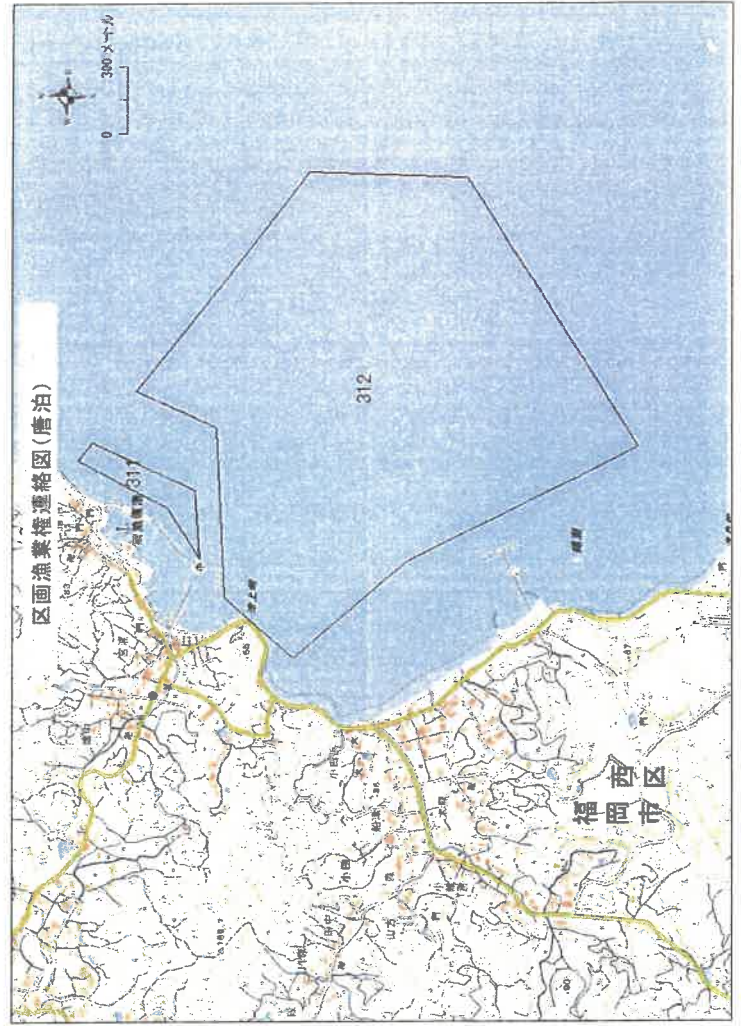
免許番号(筑区)	団体・個別	類似・新規	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)	備考
501号	団体	類似	あわび養殖業	1/1-12/31	福岡市西区玄界島地先	福岡市(玄界島)	
601号	団体	類似	ふとももづく養殖業	12/1-6/15	宗像市地島地先	宗像(地島)	
602号	団体	類似	ふとももづく養殖業	12/1-6/15	宗像市地島地先	宗像(地島)	
701号	団体	類似	わかめふとももづく養殖業	10/1-6/15	糸島市志摩芥屋地先	糸島(芥屋)	
801号	団体	類似	こんぶ養殖業	10/1-5/31	糸島市志摩芥屋地先	糸島(芥屋)	
901号	団体	類似	真珠母貝養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町相島地先	新宮相島(相島)	
902号	団体	類似	真珠母貝養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町相島地先	新宮相島(相島)	
903号	団体	類似	真珠母貝養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町相島地先	新宮相島(相島)	
904号	団体	類似	真珠母貝養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町相島地先	新宮相島(相島)	
905号	団体	類似	真珠母貝養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町相島地先	新宮相島(相島)	
906号	団体	類似	真珠母貝養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町相島地先	新宮相島(相島)	
907号	団体	類似	真珠母貝養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町相島地先	新宮相島(相島)	
1001号	個別	類似	真珠養殖業	1/1-12/31	糟屋郡新宮町相島地先	新宮相島(相島)	
1101号	団体	類似	かき・魚類養殖業	1/1-12/31	宗像市鐘崎地先	宗像(鐘崎)	
1102号	団体	類似	かき・魚類養殖業	1/1-12/31	宗像市地島豊岡地先	宗像(地島)	
1103号	団体	類似	かき・魚類養殖業	1/1-12/31	糸島市二丈吉井地先	糸島(福吉)	
1104号	団体	類似	かき・魚類養殖業	1/1-12/31	糸島市志摩船越地先	糸島(船越)	旧筑区201号
1201号	団体	類似	かき・わかめ養殖業	1/1-12/31	福津市津屋崎新川地先	宗像(津屋崎)	旧筑区109号
1301号	団体	新規	あかもく養殖業	10/1-6/30	糸島市二丈吉井地先	糸島(福吉)	新規漁業権
1302号	団体	新規	あかもく養殖業	10/1-6/30	糸島市二丈鹿家地先	糸島(福吉)	新規漁業権

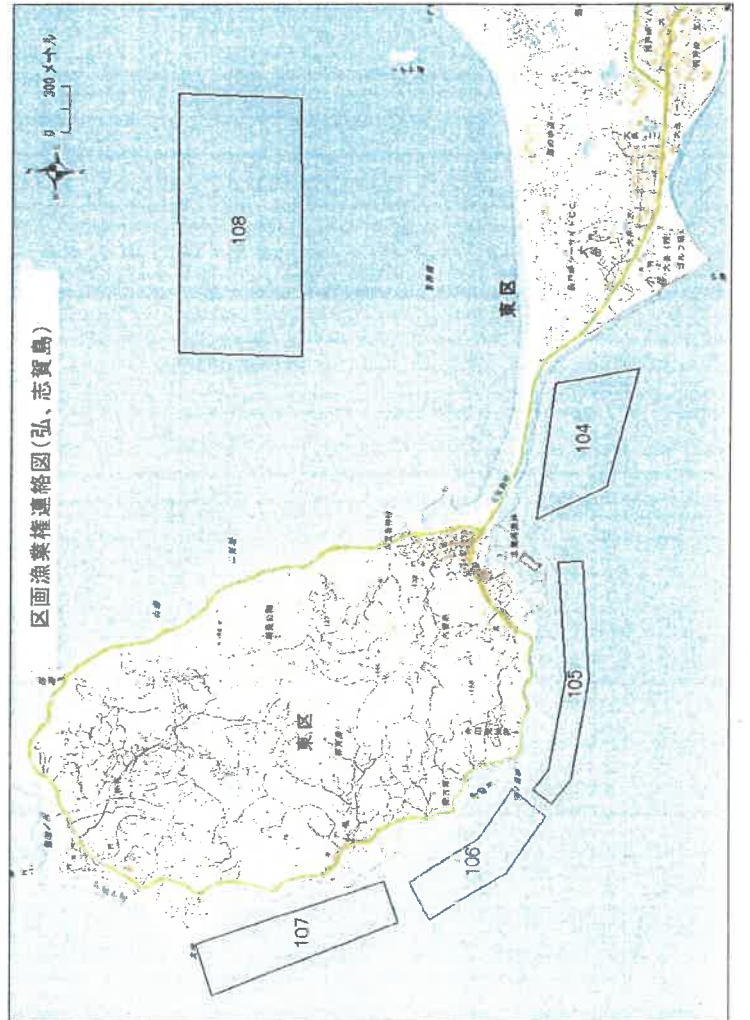
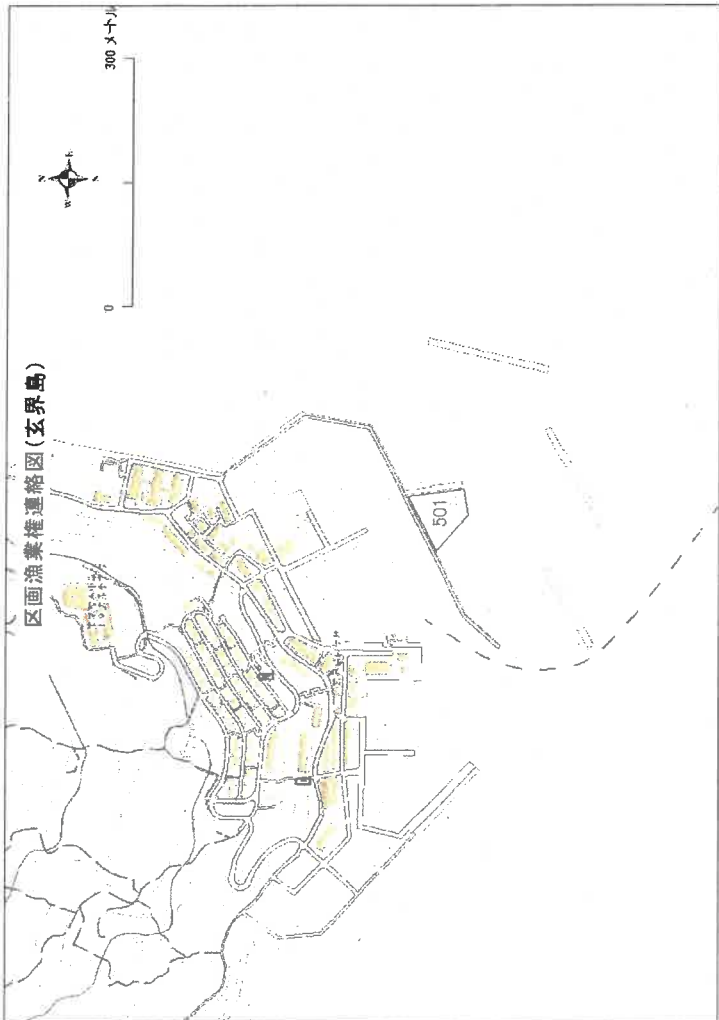
区画漁業権(漁業種類:第1種区画漁業権)の内容

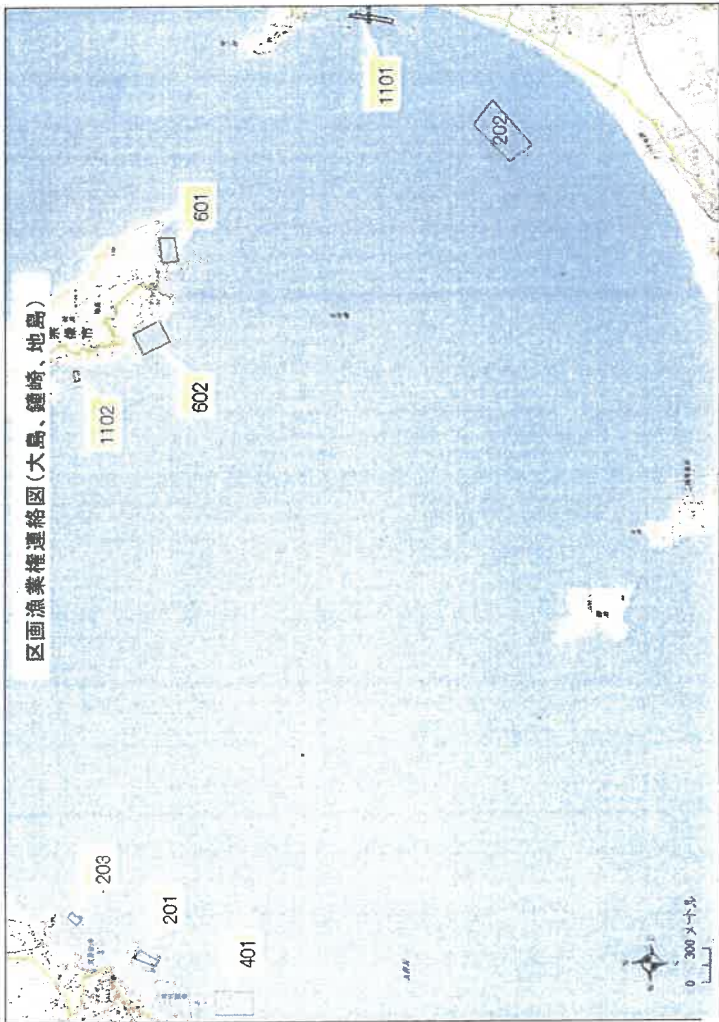
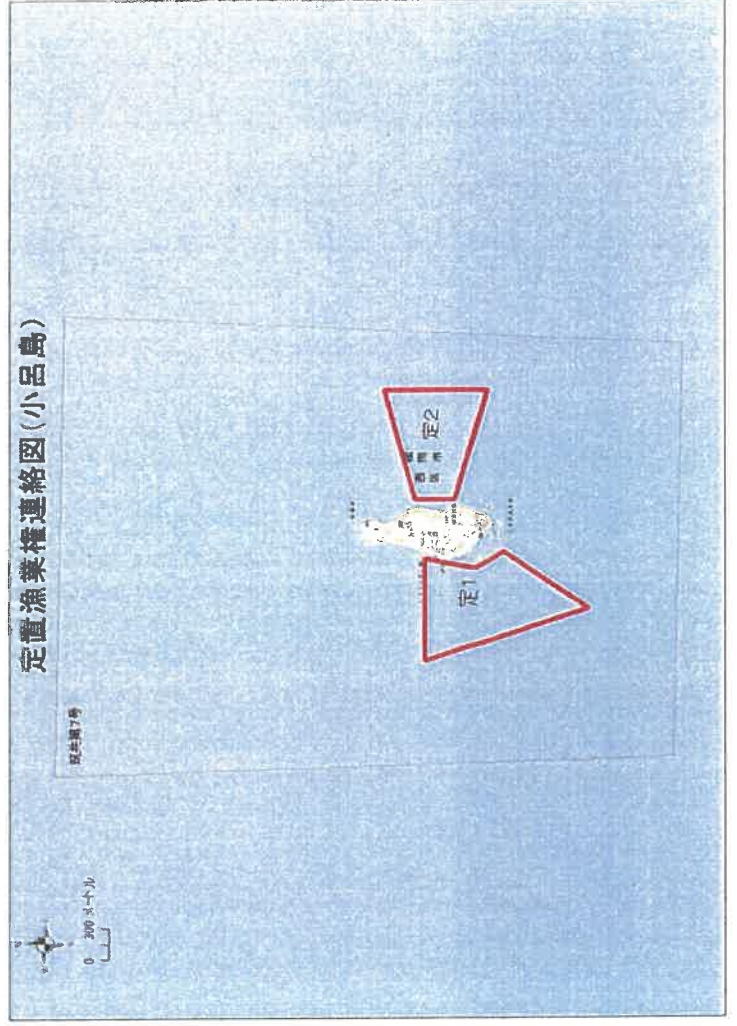
別紙一覽表②

免許番号(筑区)	団体・ 個別	類似・ 新規	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁業権者 漁業協同組合(支所)	備考
1303号	団体	新規	あかもく養殖業	10/1-6/30	糸島市志摩野北地先	糸島(野北)	新規漁業権
1401号	団体	新規	うに養殖業	1/1-12/31	糸島市二文福井地先	糸島(福吉)	新規漁業権









筑前海区漁業調整委員会指示第194号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における浮きを使用した釣りの制限について、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために該当漁法により操業する場合は、この限りではない。

令和2年9月1日

筑前海区漁業調整委員会
会長 本田 清一郎

1 浮きを使用した釣りの禁止

次の（1）～（7）の区域において、浮きを使用した釣りを行ってはならない。

（1）沖ノ島

宗像市沖ノ島最大高潮時海岸線から2海里以内の区域。ただし、いそ釣りは除く。

（2）波津白瀬

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度56.055分、東経130度33.080分

イ 北緯33度55.064分、東経130度33.109分

ウ 北緯33度55.094分、東経130度34.663分

エ 北緯33度56.074分、東経130度34.621分

（日本測地系）

ア 北緯33度55.855分、東経130度33.220分

イ 北緯33度54.864分、東経130度33.249分

ウ 北緯33度54.894分、東経130度34.803分

エ 北緯33度55.874分、東経130度34.761分

（3）幸辰

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度59.032分、東経130度35.181分

イ 北緯33度58.885分、東経130度35.390分

ウ 北緯33度58.338分、東経130度35.028分

エ 北緯33度58.648分、東経130度34.689分

（日本測地系）

ア 北緯33度58.832分、東経130度35.321分

イ 北緯33度58.685分、東経130度35.530分

ウ 北緯33度58.138分、東経130度35.168分

エ 北緯33度58.448分、東経130度34.829分

（4）箱山出シ

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯34度 0.271分、東経130度33.321分
- イ 北緯34度 0.661分、東経130度33.707分
- ウ 北緯34度 0.199分、東経130度34.950分
- エ 北緯33度59.986分、東経130度34.760分

(日本測地系)

- ア 北緯34度 0.071分、東経130度33.461分
- イ 北緯34度 0.461分、東経130度33.847分
- ウ 北緯33度59.999分、東経130度35.090分
- エ 北緯33度59.786分、東経130度34.900分

(5) ロクロ・スギザキ・相ノ切レ

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯34度 1.508分、東経130度37.620分
- イ 北緯34度 0.006分、東経130度38.698分
- ウ 北緯33度59.149分、東経130度40.075分
- エ 北緯33度59.355分、東経130度40.526分
- オ 北緯34度 0.260分、東経130度40.027分
- カ 北緯34度 0.724分、東経130度39.399分
- キ 北緯34度 1.547分、東経130度38.614分

(日本測地系)

- ア 北緯34度 1.308分、東経130度37.760分
- イ 北緯33度59.806分、東経130度38.838分
- ウ 北緯33度58.949分、東経130度40.215分
- エ 北緯33度59.155分、東経130度40.666分
- オ 北緯34度 0.060分、東経130度40.167分
- カ 北緯34度 0.524分、東経130度39.539分
- キ 北緯34度 1.347分、東経130度38.754分

(6) 白島西沖

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯34度 1.608分、東経130度42.248分
- イ 北緯34度 1.425分、東経130度41.796分
- ウ 北緯34度 0.577分、東経130度42.223分
- エ 北緯34度 0.865分、東経130度42.762分

(日本測地系)

- ア 北緯34度 1.408分、東経130度42.388分
- イ 北緯34度 1.225分、東経130度41.936分
- ウ 北緯34度 0.377分、東経130度42.363分

エ 北緯34度 0.665分、東経130度42.902分

(7) コ瀬

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯34度 2.161分、東経130度42.318分

イ 北緯34度 2.514分、東経130度42.945分

ウ 北緯34度 1.748分、東経130度43.413分

エ 北緯34度 1.498分、東経130度42.691分

(日本測地系)

ア 北緯34度 1.961分、東経130度42.458分

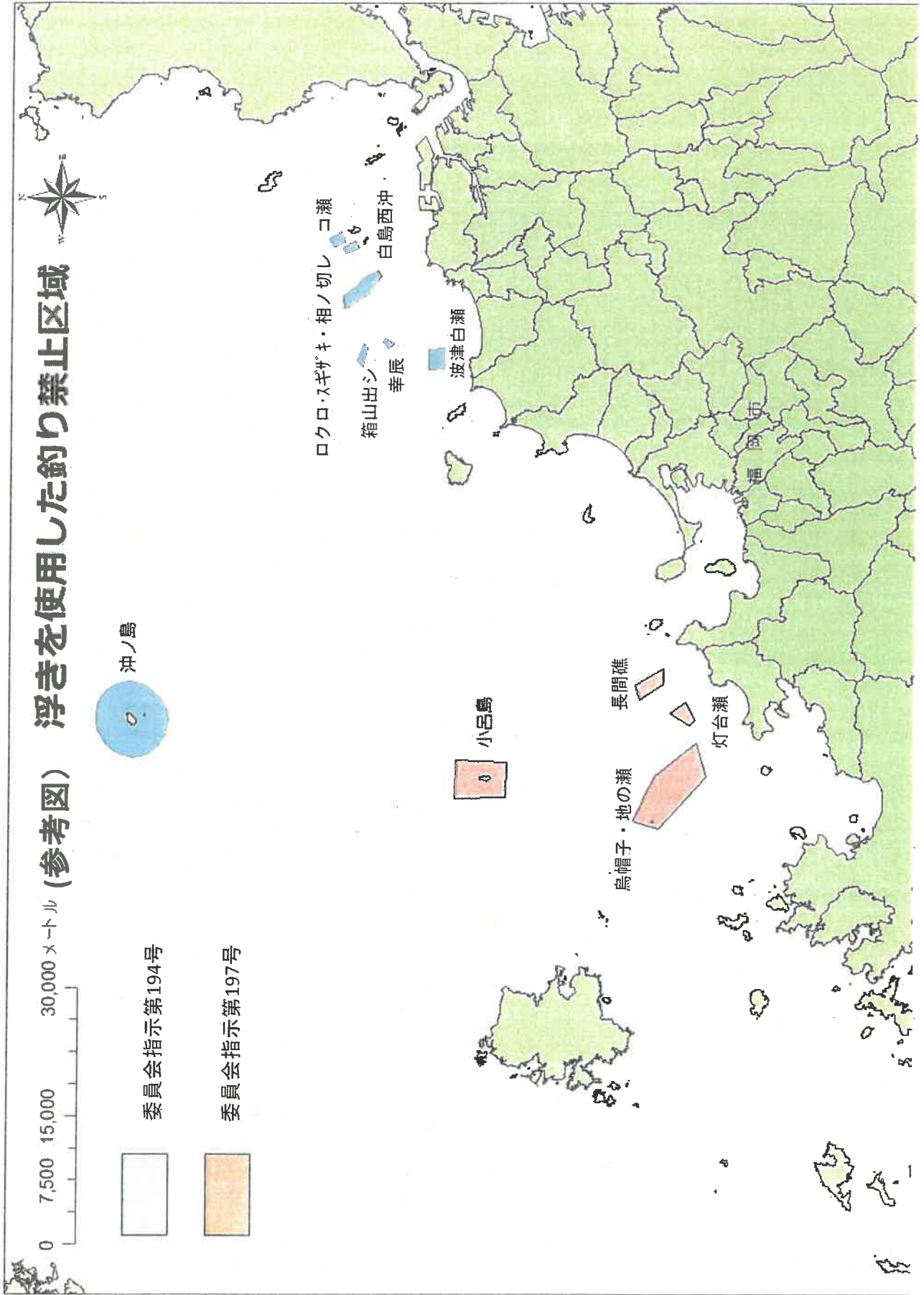
イ 北緯34度 2.314分、東経130度43.085分

ウ 北緯34度 1.548分、東経130度43.553分

エ 北緯34度 1.298分、東経130度42.831分

2 指示の有効期間

令和2年9月21日から令和5年9月30日まで

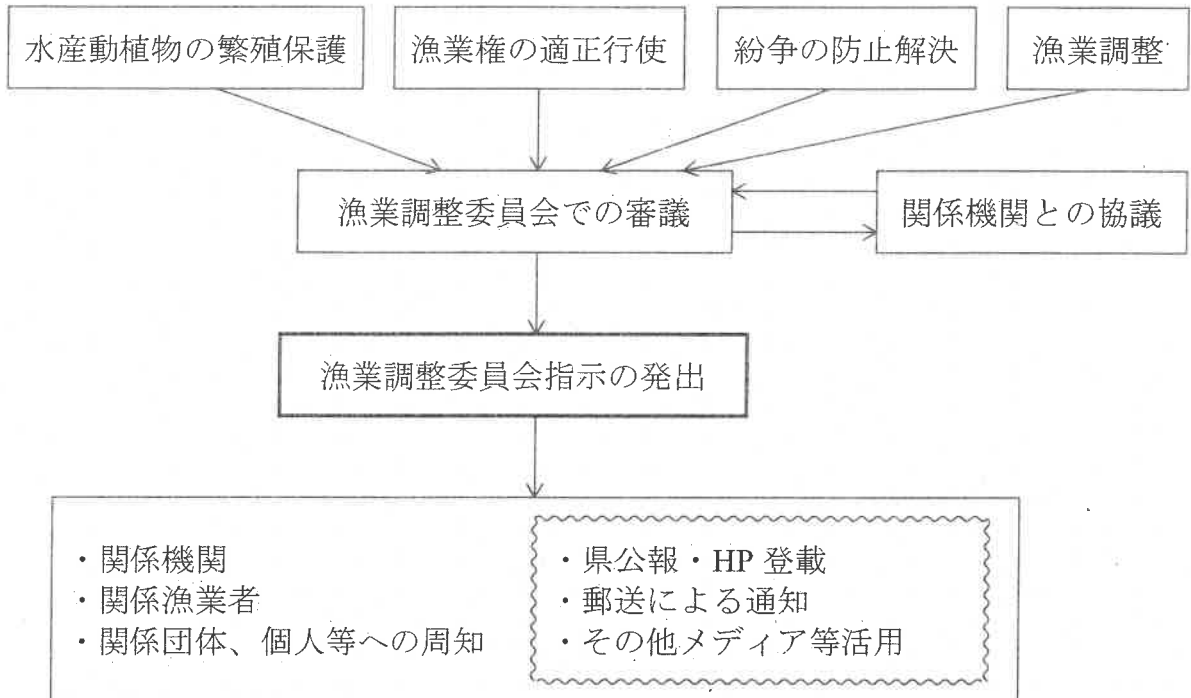


海区漁業調整委員会指示について

(漁業法120条第1項)

海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があるときは、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

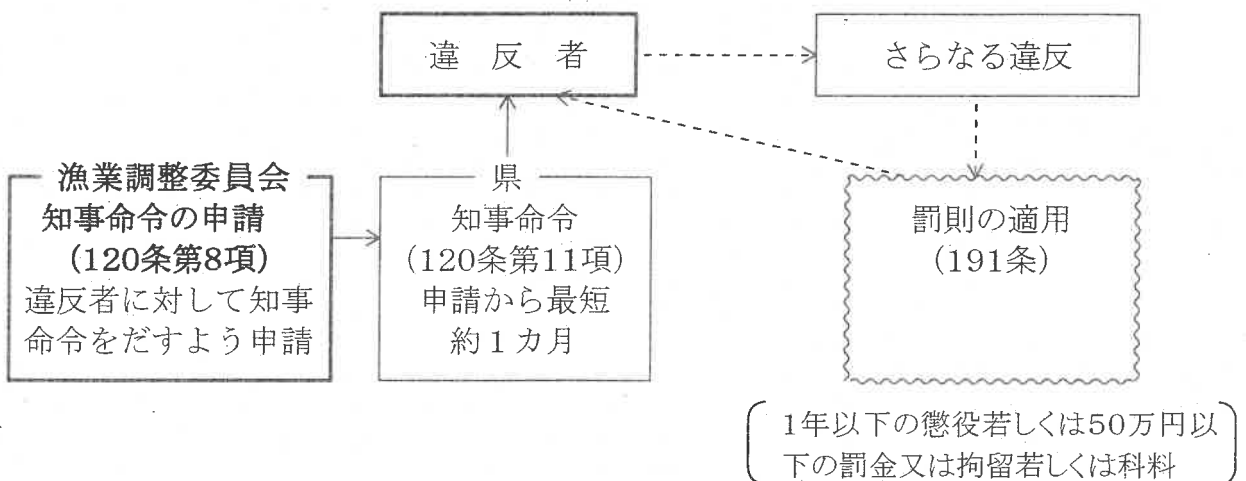
(委員会指示発動の流れ)



(委員会指示違反に対する手続きの流れ)

委員会指示違反に対する直接の罰則はなく、違反者に対して知事命令を出すことによって、この命令に従わず、再度、違反した場合に、罰則が適用される。

漁業調整委員会は、違反者に対し県が知事命令を出すよう申請することができる。



漁業法抜粋（漁業調整委員会指示の関連条項を抜粋）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第二百十条 海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

（2～7略）

8 第一項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。

9 都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。

10 前項の期間は、十五日を下ることができない。

11 第九項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないときは、都道府県知事は、第八項の申請に係る者に対し、第一項の指示に従うべきことを命ずることができる。

第二百十一条 第二百十条第十一項（第二百十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。